

# 「指定障害福祉サービス」重要事項説明書

## ～ 共同生活援助（介護サービス包括型） ～

### ホーム輝

当施設は障害者総合福祉法の指定を受けています。  
(宮城県指定 第0422700161号)

当施設は、ご契約者に対して共同生活援助（介護サービス包括型）を提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

#### ◇◆目次◆◇

1. 経営法人
2. ご利用施設
3. 施設の概要
4. 職員の配置
5. 当施設が提供するサービスと利用料金
6. サービス提供における事業者の義務
7. 施設利用上の留意事項
8. 損害賠償について
9. 契約の終了について
10. サービス利用中の医療の提供について
11. 苦情の受付について
12. 虐待防止のための措置について
13. 地域連携推進会議について
14. 福祉サービス第三者評価の実施状況について
15. 身元引受人
16. 連帯保証人
17. 事故発生時の対応について
18. 個人情報の使用等について
19. 非常災害対策

### 1. 経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 永楽会
- (2) 法人所在地 宮城県黒川郡大和町吉岡字中町3番地2
- (3) 電話番号 022-779-6645
- (4) 代表者氏名 理事長 小川 宗寿
- (5) 設立年月 昭和55年8月23日

### 2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 共同生活援助事業所（介護サービス包括型）
- (2) 指定年月日 平成18年10月1日指定  
宮城県 第0422700161号
- (3) 施設の目的 ご契約者の有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援します。
- (4) 施設の名称 ホーム輝
- (5) 施設の所在地 宮城県黒川郡大和町吉岡字中町3-2
- (6) 電話番号 022-779-5091
- (7) FAX 022-779-5394
- (8) メールアドレス home-kagayaki@eiraku.or.jp
- (9) 管理者氏名 管理者 大場 康生
- (10) 利用定員 28人
- (11) 主たる障害の種類 知的障害

### 3. 施設の概要

当施設では以下の施設及び設備をご用意しています。

ホーム名	ホームリバー
ホーム所在地	宮城県黒川郡大和町吉田字ノ切9-2
電話番号	022-345-8338
利用定員	7人
構造	木造2階建
延床面積	228 m <sup>2</sup>
設備の種類	居室7 居間1 食堂1 浴室1 洗面・トイレ2

ホーム名	ホームなごみ
ホーム所在地	宮城県黒川郡大和町吉岡南3丁目61-5
電話番号	022-345-5272
利用定員	6人

構 造	木造平屋建
延床面積	145.05 m <sup>2</sup>
設備の種類	居室6 居間・食堂1 浴室1 洗面1 トイレ2

ホーム名	ホームフラット
ホーム所在地	宮城県黒川郡大和町吉田字平湊14
電話番号	080-2846-6522
利用定員	5人
構 造	木造2階建
延床面積	192.6 m <sup>2</sup>
設備の種類	居室5 居間1 食堂1 浴室1 洗面・トイレ2

ホーム名	ホーム茶々
ホーム所在地	宮城県富谷市富谷南裏43-2
電話番号	022-358-2297
利用定員	5人
構 造	木造2階建
延床面積	145.44 m <sup>2</sup>
設備の種類	居室5 居間・食堂1 浴室1 洗面・トイレ2

ホーム名	ホームつむぎ
ホーム所在地	宮城県富谷市富ヶ丘4丁目6-2
電話番号	022-348-9633
利用定員	5人
構 造	軽量鉄骨2階建
延床面積	117.17 m <sup>2</sup>
設備の種類	居室5 居間・食堂1 浴室1 洗面1 トイレ1

#### 4. 職員の配置

当施設では、下記の指定基準を満たす人員配置を行っております。

職種	指定基準
1. 管理者	1
2. サービス管理責任者	1以上
3. 生活支援員	5.7以上
4. 世話人	4.7以上

<主な職種の勤務体制>

職種	時間帯
1. 管理者 2. サービス管理責任者 3. 生活支援員	6 : 3 0 ~ 1 5 : 3 0 (早番①)
	7 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0 (早番②)
	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 (日 勤)
	9 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0 (遅日勤)
	1 0 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0 (遅番①)
	1 0 : 3 0 ~ 1 9 : 3 0 (遅番②)
4. 世話人	8 : 3 0 ~ 翌 9 : 3 0 (当 直)
	6 : 3 0 ~ 9 : 3 0 ( 朝 )
	1 6 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0 ( 夕 )
	1 9 : 0 0 ~ 翌 6 : 3 0 (夜 間)
	9 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0 (休日日中)

5. 当施設が提供するサービスと利用料金（契約書第4条～第7条）

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 当施設が提供するサービス

以下のサービスについては、利用料金の9割が介護給付費から給付されます。

なお、自己負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありませんので、障害福祉サービス受給者証をご確認下さい。

<サービスの概要>

①食事支援

- ・ご契約者の摂食、嚥下能力及び身体状況にあわせて、適切な方法で支援します。

②排せつ支援

- ・ご契約者が自立的な排泄を行うことができる環境を整えると共に、ご契約者のリズムや心身の状況にあわせて、適切な方法で支援します。

③入浴支援

- ・ご契約者の希望と心身の状況にあわせて、入浴又は清拭の支援を行い、全身の新陳代謝を高めると共に、身体の清潔を保ちます。

④相談援助

- ・利用者本人及びご家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。

(2) 当施設が提供する介護給付対象外のサービス

以下のサービスについては、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①家賃、②光熱水費、③日用品費 ④食費 料 金 : 1か月あたり

名 称	家 賃	光熱水費	日用品費	食費
ホームリバー	12,857 円	実費	実費	実費
ホームなごみ	20,000 円			
ホーム茶々	18,066 円			
ホームつむぎ	18,066 円			

名 称	家 賃	光熱水費	日用品費	食費
ホームフラット	32,630 円※	実費	実費	実費

※初回の家賃 62,230 円 (敷金相当額 29,600 円含む) 二月目以降 32,630 円

初回の家賃 62,230 円に含まれる敷金相当額 29,600 円は、退居の際、ハウスクリーニング等の原状回復費用、家賃等の未払いがある場合の未払い額を差し引き、残額がある場合は返還します。差し引く金額の内訳については、あらかじめお知らせします。なお、入居中の修繕等に必要となる費用や未払い額の支払いには使用できません。

※家賃に振込手数料は含まれています。

※光熱水費については入所者数で均等割りした額(1円未満切り捨て)をお支払頂きます。

※月途中での入退居については家賃を日割りした額(1円未満切り捨て)をお支払頂きます。

※サービス利用を取り消しする場合は、利用予定日の7日前までに当事業所までお申し出ください。サービス利用日の7日前までに申し出のない場合、食費を頂きます。

⑤金銭等の管理

ご契約者の希望により、金銭等管理サービスをご利用いただけます。

料 金 : 1か月あたり 1,000 円

⑥レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望により、レクリエーション、クラブ活動を実施します。活動に参加いただく場合には、実費相当の負担をいただく場合があります。

⑦日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

⑧居室の明渡し（精算）に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金をいただきます。

※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。

<サービス利用料金（1日あたり）>

下記の料金表によって、ご契約者の障害支援区分に応じた基本料金から訓練等給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

◇ 共同生活援助サービス費（Ⅰ） ◇

①障害支援区分と基本料金	区分1以下 1,710円	区分2 1,880円	区分3 2,970円	区分4 3,720円	区分5 4,560円	区分6 6,000円
②介護給付費からの給付金額	1,539円	1,692円	2,673円	3,348円	4,104円	5,400円
③基本料金に係る自己負担額	171円	188円	297円	372円	456円	600円

◇ 共同生活援助サービス費（Ⅱ） ◇

①障害支援区分と基本料金	区分1以下 2,730円	区分2 2,900円	区分3 4,100円	区分4 4,810円	区分5 5,690円	区分6 7,170円
②介護給付費からの給付金額	2,457円	2,610円	3,690円	4,329円	5,121円	6,453円
③基本料金に係る自己負担額	273円	290円	410円	481円	569円	717円

\* 加算料金に係る自己負担額

項目	金額
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）	（Ⅰ）10円（Ⅱ）7円（Ⅲ）4円／（各）日
夜間支援体制加算（Ⅱ）利用者5人	90円／日
利用者6人	75円／日
利用者7人	64円／日
日中支援加算（Ⅱ）利用者1人区分4, 5, 6	539円／日

区分 3	270 円／日
利用者 2 人区分 4, 5, 6	270 円／日
区分 3	135 円／日
入院時支援特別加算 (3 日以上 7 日未満)	561 円／回
(7 日以上)	1, 122 円／回
帰宅時支援加算 (3 日以上 7 日未満)	187 円／回
(7 日以上)	374 円／回
長期入院時支援特別加算	122 円／日
長期帰宅時支援加算	40 円／日
人員配置体制加算 I 12 : 1 区分 4 以上	83 円／日
人員配置体制加算 I 12 : 1 区分 3 以下	77 円／日
福祉・介護職員等処遇改善加算 (I) イ	利用料金 (基本料金+加算料金) の 16.3% の額
福祉・介護職員等処遇改善加算 (I) ロ	利用料金 (基本料金+加算料金) の 16.9% の額
福祉・介護職員等処遇改善加算 (II) イ	利用料金 (基本料金+加算料金) の 16.0% の額
福祉・介護職員等処遇改善加算 (II) ロ	利用料金 (基本料金+加算料金) の 16.6% の額
福祉・介護職員等処遇改善加算 (III)	利用料金 (基本料金+加算料金) の 14.4% の額
福祉・介護職員等処遇改善加算 (IV)	利用料金 (基本料金+加算料金) の 12.1% の額

### (3) 利用料金のお支払い方法

(1) 及び (2) の利用料金は、1 か月ごとに計算しご請求しますので、翌月 25 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

<p>1、下記指定口座への振り込み</p> <p>七十七銀行 吉岡支店 普通預金 5 4 8 7 7 2 2</p> <p>社会福祉法人永楽会 ホーム輝 代表 佐藤 友紀</p> <p>2、銀行自動振替 (利用月の翌々月 1 2 日引落)</p> <p>◇銀行、施設、利用者との契約が必要です。七十七銀行の指定の様式に従って記入して頂き提出願います。</p> <p>◇引落契約完了までに 1～2 ヶ月位かかりますので契約成立までの期間は現金又は、振り込みでお支払い頂きます。</p> <p>◇契約通帳により振り替え手数料が異なることをご了承下さい。</p> <p>◇手数料は、ご契約者負担にてお願い致します。</p> <p>七十七銀行本支店／100 円 (消費税別) 他行／150 円 (消費税別)</p> <p>3、現金持参 (毎月)</p>
--

## 6. サービス提供における事業者の義務 (契約書第 8 条、第 9 条)

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- |  |
|--|
| <p>① ご契約者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。</p> <p>② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、主治医又はあらかじめ定め</p> |
|--|

た協力医療機関と連携のうえ、ご契約者等から聴取、確認の上でサービスを提供します。

- ③ ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者及びその家族等の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する個人情報等を正当な理由なく第三者に漏洩しません。ただし、正当な理由がある場合は、あらかじめ文書にてご契約者及びご家族等の同意を得た上で、医療機関、行政機関、福祉サービス事業者等へ提供します。

## 7. 施設利用上の注意事項（契約書第10条）

当施設のご利用にあたって、当施設を利用されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

### （1）持ち込みの制限

当施設内に、以下のものは原則として持ち込むことができません。

- ①銃刀物、②毒劇物、③ペット（危険動物）、④食品衛生法上管理を必要とするもの
- ⑤その他施設長の指定するもの

### （2）食事

食事時間：朝食：7：00～ 昼食：12：00～ 夕食：18：00～

※食事が不要な場合は、7日前までにお申し出下さい。

### （3）施設・設備の使用上の注意

- ◇ 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ◇ ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取る場合があります。その場合、ご契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ◇ 故意又は重大な過失により、施設や設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の負担により原状に復していただくか、相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ◇ 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動、研究活動を行うことはできません。

### （4）喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

## 8. 損害賠償について（契約書第11条～第13条）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかに、その損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 9. 契約の終了について（契約書第14条～第17条）

ご契約者は、下記の事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に下記の事由に該当した場合には、当施設との契約は終了します。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① ご契約者が亡くなられた場合</li><li>② 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合</li><li>③ 当施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合</li><li>④ 当施設が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合</li><li>⑤ ご契約者から契約終了の申し出があった場合</li><li>⑥ 事業者から契約終了の申し出を行った場合</li></ul> |
|--|

### (1) ご契約者からの契約の解約又は解除の申し出

契約期間中であっても、ご契約者から、契約の解約又は解除を申し出ることができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに文書で通知ください。

ただし、下記の事由に該当した場合には、文書を通知することにより即時に契約を解約又は解除することができます。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① サービスの利用料金の変更に同意できない場合</li><li>② ご契約者が入院された場合</li><li>③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合</li><li>④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合</li><li>⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合</li><li>⑥ 他の利用者がご契約者の身体、財物、信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合</li></ul> |
|---|

## (2) 事業者からの契約の解除の申し出

下記の事由に該当する場合、事業者は、ご契約者に対して契約解除を行う30日前までに文書を通知し、本契約を終了させていただく場合があります。

なお、契約解除の通知に先立ち、契約を解除するに至った理由を明示し、ご契約者及び身元引受人並びに連帯保証人に弁明の機会を設けます。

- |   |  |
|---|--|
| ① | ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合                     |
| ② | ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合   |
| ③ | ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |

## (3) 契約終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘察し、必要な援助を行うよう努めます。

## 10. サービス利用中の医療の提供について

### (1) 医療機関

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができますが、優先的な診療、入院治療を保証するものではありません。

#### ①協力医療機関

①医療機関の名称	吉岡まほろばクリニック
所在地	宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば1丁目5-4
診療科	内科・循環器科・胃腸科・呼吸器科・泌尿器科・アレルギー科・消化器科 皮膚科・小児科・リウマチ科・外科・整形外科・リハビリテーション科

②医療機関の名称	医療法人社団益和会 富谷医院
所在地	富谷市ひより台1丁目45-1
診療科	内科・整形外科・外科・婦人科

### 11. 苦情の受付について (契約書第20条)

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

◇苦情受付窓口（担当者）

[職氏名] 管理者 大場 康生

◇受付時間 月曜日～金曜日  
午前8時30分～午後5時30分

◇受付電話番号 022-779-5091

(2) 当法人における苦情の受付

当法人施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

◇本部事務局（担当者）

[職氏名] 事業推進課長 加藤 圭

◇受付時間 月曜日～金曜日  
午前8時30分～午後5時30分

◇受付電話番号 022-779-6645

(3) 第三者委員

当施設では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から当施設のサービスに対するご意見などをいただいています。ご契約者は、当施設への苦情やご意見は第三者委員に相談することもできます。

◇第三者委員 三橋 郁子

◇受付電話番号 022-345-0879

(4) 行政機関その他苦情受付機関

大和町福祉課

Tel 022-345-7221

※その他各市町村の障害福祉担当課

◇宮城県社会福祉協議会 運営適正化委員会

仙台市青葉区本町3丁目7-4

Tel 022-716-9674

## 12. 虐待防止のための措置について

(1) 当事業所における虐待防止に関する責任者

当事業所における虐待防止に関する責任者は下記のとおりです。

◇虐待防止に関する責任者

[職氏名] 管理者 大場 康生

(2) 当事業所における虐待に関する苦情の受付

当事業所における虐待に関する苦情やご相談は上記「11. 苦情の受付」と同様の担当者

及び連絡先です。

なお、宮城県では虐待に関する専用窓口が設けられています。

◇宮城県障害者権利擁護センター

仙台市青葉区三条町10-19

Tel 022-727-6101

### (3) その他必要な措置

#### ①成年後見制度の利用支援

必要に応じ、成年後見制度の概要説明や専門の相談機関を紹介するなど必要な措置を講じます。

#### ②従業者に対する虐待防止に関する研修

虐待防止に関する適切な知識を普及・啓発し、組織的に徹底させるために定期的に研修を実施します。

#### ④ 虐待防止委員会の設置

虐待の防止及び早期発見への組織的な対応を図るため委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を職員に周知徹底します。

### 1.3. 地域連携推進会議の設置について

当施設では、地域との連携を深め、サービスの質の向上を図ることを目的として、地域連携推進会議を開催します。本会議では、地域の関係機関、利用者及びその家族、関係職員で構成し、事業所の運営状況の報告や意見交換を行います。会議で頂いたご意見やご要望については、今後の利用者支援や運営の改善に活かして参ります。また、当該記録をホームページ上で公表します。

### 1.4. 福祉サービス第三者評価の実施状況について

福祉サービス第三者評価とは、事業者の実施するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する取り組みです。

なお、評価を受ける事は任意となっている事から、当事業所においては第三者評価を実施しておりません。

### 1.5. 身元引受人（契約書第21条）

契約締結にあたり、身元引受人をお願い致します。なお、身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

◇身元引受人は、以下の内容について義務を負います。

- |   |
|---|
| <p>① ご契約者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑にできるよう協力すること</p> <p>② ご契約者が入所契約を解約又は解除した場合、当施設と連携してご契約者の状</p> |
|---|

態等に見合った適切な受け入れ確保に努めること

- ③ ご契約者が亡くなられた場合のご遺体の引き取り、遺留金品の必要な措置に関すること。なお、引き取りに係る費用については、ご契約者側でご負担いただきます

## 16. 連帯保証人（契約書第22条）

契約締結にあたり、連帯保証人をお願い致します。なお、連帯保証人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

◇連帯保証人は、以下の各号の定める義務を負います。

- ① 契約者と連帯して、本契約から生じる一切の債務を負担するものとし、本契約が更新された場合も同様とします。
- ② 前項の連帯保証人の負担額は、極度額5,000,000円を限度とします。

## 17. 事故発生時の対応について

サービスの提供により、ご契約者に事故が発生した場合、速やかにご家族及び市町村、その他関係機関に連絡すると共に、医療機関に指示を仰ぐ等、必要な措置を講じます。

## 18. 個人情報の使用等について

下記に定める条件に該当するときは、ご契約者及び身元引受人、ご家族等関係者の個人情報を必要な範囲で使用、提供又は収集することがあります。

### ① 利用目的

- 1) 障害支援区分認定の申請・更新・変更に伴う情報提供
- 2) サービス担当者会議等における情報提供及び収集
- 3) 通常行われる医療機関等との連絡調整に伴う情報提供及び収集
- 4) 適切なサービスが提供できるように、当該事業所内で実施するケアカンファレンスにおける情報提供及び収集
- 5) 行政機関及び外部監査機関並びに評価機関への情報提供

上記以外に個人情報を提供又は収集する場合には、事前にご契約者及びご家族等に説明をし同意を得ます。

- 6) 地域連携推進会議における関係者との情報共有

### ② 使用期間

契約開始時から、契約終了時まで

### ③ 使用条件

- 1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外には使用しません。また、サービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても第三者には漏らしません。
- 2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示します。

#### ④ 肖像権について

当法人及び事業所の活動や取り組みにおいて広報や宣伝をはじめ広く情報発信をするにあたり、ご契約者及びご家族等の写真を使用させていただく場合がございます。

- 1) 事業所におけるご家族等への通信
- 2) 法人のパンフレット
- 3) 法人・事業所の広報誌
- 4) 法人ホームページ
- 5) 関係機関への宣伝物等
- 6) 上記に付随する紙媒体又は電子媒体での広報宣伝物

#### 19. 非常災害対策

- (1) 非常災害に備え、防火管理規定（防災計画）に基づく訓練を定期的実施します。  
訓練は、日中及び夜間を想定し、避難訓練、通報訓練、消火訓練等を行います。
- (2) 消防署等による定期的な査察及び訓練指導を受けます。
- (3) 建物には防火扉、屋内消火栓を設置しております。
- (4) 非常食は約3日分を備蓄しています。
- (5) 各設備等の定期的な保守点検の実施をしています。

令和 年 月 日

サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 ホーム輝

説明者職名 \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意し、本書面の交付を受けました。

契約者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

署名代行人 氏 名 \_\_\_\_\_ ( 続 柄 \_\_\_\_\_ )

## 同意書

サービスの利用にあたり下記の確認事項にあたる同意の有無は以下のとおりです。

### 記

(個人情報の使用等について)

1. 重要事項説明書第 18 の①利用目的で示された内容に関する事。  
 同意します  同意しません

(肖像権について)

2. 重要事項説明書第 18 の④で示された内容に関する事。  
 同意します  同意しません